

2011年度地域福祉支援積立金助成事業 募集要綱

1. 助成の目的

生活クラブ風の村では、地域福祉への貢献を社会福祉法人の使命と考え、社会福祉法人が税制上優遇を受けていることを地域に還元していくため、年度の経常収支差額の約1/3を財源とした「地域福祉支援積立金」の運用を開始しました。

この地域福祉積立金は法人内のみならず、本来の趣旨に沿って地域で活用していきたいと考え、2010年度より地域福祉支援積立金運営審査会を設置し、本格的に運用をスタートさせました。地域福祉に必要な法人内外の事業に対し、地域福祉支援積立金運用審査会の審査、理事会での決定を経て、地域福祉支援積立金を充当していきます。

少子高齢化、核家族化、障害者の自立促進などのさまざまな課題から生じている地域の問題に対しては、社会福祉法人などの事業者が制度や契約に基づいて提供するサービスだけではなく、だれもが地域で安心して暮らし続けていくため、地域の中での支え合いの仕組みづくりが求められています。

今年度は、高齢者・障がい者・子どもなど、地域のニーズや課題に対して分野横断的・複合的に取り組み、誰もが安心して暮らしていくことができる地域づくり、地域福祉を推進している活動や事業を募集し、一件あたり上限を30万円とする助成を行ない、地域福祉の推進を目指す団体を支援していきたいと考えます。

2. 助成対象事業・活動内容

地域の団体（※「3. 応募資格」一（1）参照）が実施する活動・事業のうち、高齢者、障がい者、子どもなど、地域のニーズや課題に対して分野横断的・複合的に取り組み、その地域で暮らす上で課題を抱える住民をはじめ、だれもが安心して暮らしていくことができる地域づくりや地域福祉の推進に資する活動・事業。

3. 応募資格

（1）対象団体

千葉県内を主な活動範囲とし、継続的な活動を行なう市民活動団体、特定非営利活動法人など。

（2）対象件数

一団体につき1件に限ります。

（3）対象経費

助成対象となる経費は、事業・活動実施に係る経費とします。なお、助成金を他団体等への寄付に流用することは出来ません。

（4）その他条件（審査会でのプレゼンテーション）

2011年10月4日（火）13時より、生活クラブ風の村さくら4階会議室で開催を予定している

地域福祉支援積立金運用審査会にて、プレゼンテーションにご参加いただけることを条件とします。出席いただけない場合は棄権となりますのでご了承ください。

4. 審査基準

- (1) 助成の必要性・緊急性が高い活動や、先駆性の高い活動・事業を優先します。
- (2) 助成をする案件が公的機関または他の民間機関から助成と重複しないことを条件とします。
- (3) 詳細な計画と適正に見積もられた予算による活動であることが必要です。

5. 助成額と助成事業実施期間

(1) 助成額

一件あたりの上限は 30 万円とします。

(2) 助成事業対象期間

2011 年度 (2011 年 4 月 1 日から 2012 年 3 月 31 日まで) 実施事業とします。既に終了した事業、実施中の事業についても申請可能です。

6. 応募の方法

(1) 交付申請書 (第 1 号様式) の提出

所定の交付申請書 (第 1 号様式) に必要事項を記載し、2011 年 8 月 31 日 (水) までに下記の提出先に提出して下さい。

【提出先】

1. データの場合

アドレス:saga.namiko@kazenomura.jp 本部企画部 佐賀宛

※件名を「地域福祉支援積立金助成事業 申込」として下さい。

2. 郵送の場合

〒289-0011 千葉県佐倉市山崎 529-1 生活クラブ風の村 本部企画部 佐賀宛

※封筒の表に必ず「地域福祉支援積立金助成事業申込書在中」と記載して下さい。

(2) 添付書類

定款、規約、事業活動報告書、収支状況報告書など団体の概容がわかる書類も添付して下さい。審査の参考といたします。

(3) 応募書類の取り扱い

応募用紙などの応募書類は返却しませんので、お手元にコピーを残して下さい。

(4) 応募期間

2011 年 8 月 1 日 (月) ~8 月 31 日 (水)

※申込締切り： データ、郵送に関わらず 2011 年 8 月 31 日 (水) 必着とします。

7. 審査および助成金の給付

(1) 審査の流れ

- ①「地域福祉支援積立金運用審査会規程」に基づき設置された地域福祉支援積立金運用審査会(2011年10月4日(火)13時～生活クラブ風の村さくら4階会議室にて)でのプレゼンテーション、および申請書類により選考を行ないます。
- ②審査結果は11月上旬には、応募団体に文書で通知の上、個別にご連絡いたします。助成が決定した場合には、所定の請求書(第3号様式)または概算払請求書(第4号様式)に必要な事項を記載し、前述と同様の提出先(※「6. 応募の方法—(1)」参照)まで提出して下さい。

(2) 助成金の給付

助成金は助成決定後、申請者の意志を確認の上、指定された金融機関の預金口座に2011年度12月中に振り込みます。

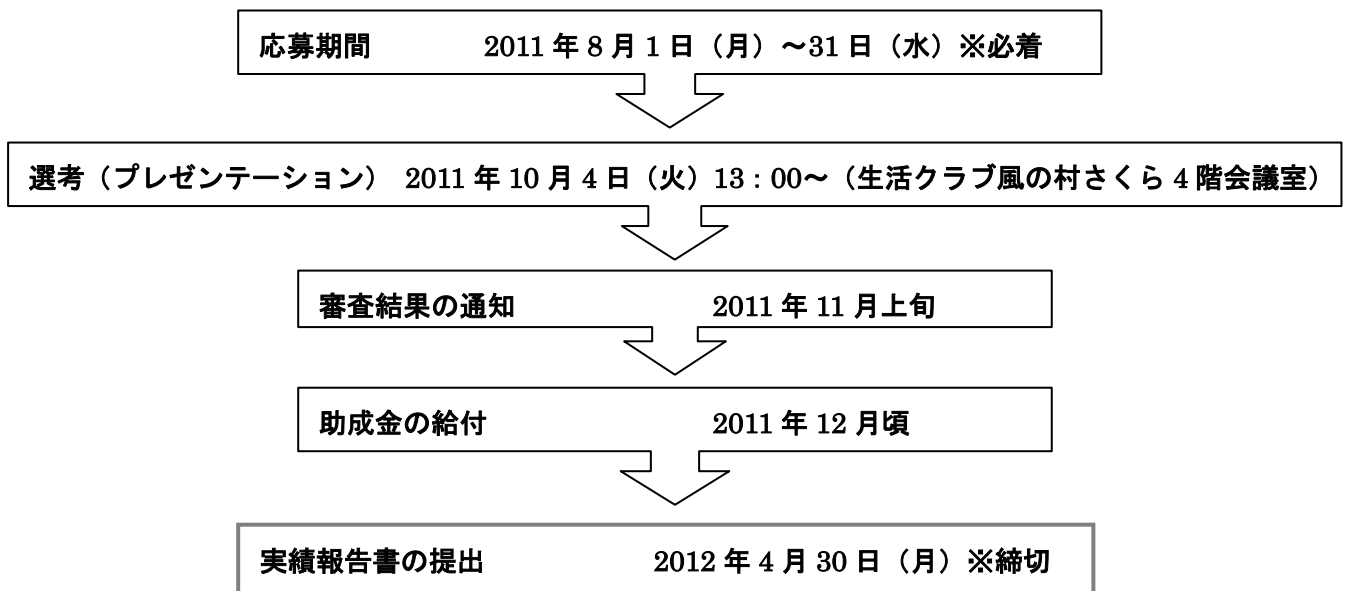
(3) 実績報告書(第2号様式)の提出

助成事業対象期間の終了後1ヶ月以内に、当該の事業についての決算書および実績報告書(第2号様式)を提出していただきます。実績報告書の提出締切りは、2012年4月30日(月)とします。

8. 応募の無効、助成金の返還

提出物などの提出期限をお守りいただけなかった場合は、助成対象から除外させていただく場合があります。また助成金給付が決定した後、趣旨に反しない範囲で一部内容や時期の変更があった場合は、その都度届け出て下さい。届け出なく変更された場合は給付金の返還を求めることとしますのでご注意ください。

9. 全体のスケジュール



【地域福祉支援積立金助成に関する問合せ先】

生活クラブ風の村 本部企画部 (担当: 佐賀)

TEL: 043-309-5812

FAX: 043-481-2177

アドレス: saga.namiko@kazenomura.jp